

一般会計12月追加補正予算の概要について
(令和3年度一般会計補正予算第10号)

(1) 概要

一般会計は、既定の歳入歳出予算の総額に3億8,270万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を233億3,091万3千円にするもので、補正内容は下記のとおりです。

◎ 子育て世帯への支援（18歳以下の子ども）のための補正

なお、集約の結果、歳入と歳出は同額であるため、収支の調整はありません。

(2) 歳入歳出補正予算（一般会計）

◎ 子育て世帯への支援（18歳以下の子ども）のための補正

《歳出》 ■子育て世帯への臨時特別給付金支給事業＝3億8,270万円（こども課） ※国庫事業（補助率10/10） →新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特別的な給付措置として、18歳以下の子ども1人当たり10万円相当の給付のうち、来年春に給付を予定しているクーポン給付を現金給付へ変更し、先行給付金5万円と残り5万円を合わせた10万円の「子育て世帯への臨時特別給付金」を現金一括で支給するために、増額補正するものです。 【支給対象者】・・・以下のいずれかに該当する者 (1)令和3年9月分の児童手当（本則給付）の支給対象となる児童 (2)令和3年9月30日時点で、高校生等（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ） ※保護者の所得が児童手当（本則給付）の支給対象となる金額と同等未満の場合 (3)令和3年10月1日以降、令和4年3月31日までに生まれた児童手当（本則給付）の支給対象児童（新生児） 【支給額】・・・1人当たり先行給付金と合わせて10万円を現金一括で支給 【支給日】・・・令和3年12月23日（木）から順次支給 《歳入》 ■子育て世帯等臨時特別支援事業給付事業費国庫補助金＝3億8,220万円（こども課） →子育て世帯への臨時特別給付金の現金支給に伴い、必要となる費用について国が補助するもの（事業費分） ※国庫事業（補助率10/10） ■子育て世帯等臨時特別支援事業給付事務費国庫補助金＝50万円（こども課） →子育て世帯への臨時特別給付金の支給事務に伴い、必要となる費用について国が補助するもの（事務費分） ※国庫事業（補助率10/10）

一般会計補正予算(第10号)

(単位：千円)

会計区分	補正前	補正額	補正後	備考
一般会計	22,948,213	382,700	23,330,913	